

島原商工会議所と有明町商工会は、 『島原市プレミアム付商品券』を発行します。

プレミアム付商品券の取扱登録店として、この事業に参加したいお店は、必ず申請が必要となります。

【登録資格】 島原市内のお店

※パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど登録店になれない場合もございます。(約款第15条及び第20条参照)

【受付期間】 令和6年5月20日(月)～5月31日(金) 午前10時～午後3時

※土・日を除く。

※受付期間内にご登録頂いた場合、「商品券使用可能登録店」として島原商工会議所のホームページへ掲載します。また、販売時に名簿を作成し、商品券購入者に配布します。ホームページは随時更新します。

【受付場所】 島原商工会議所、又は有明町商工会

【登録手続】 「島原市プレミアム付商品券発行事業参加申請書【様式第1号】」をご提出下さい。

※島原市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗で申請が必要となります。

※申請書は、島原商工会議所のホームページからダウンロードできます。

※申請手続きに下記のものをご持参下さい。

◆事業者代表者印 ◆事業者ゴム印

◆非会員で島原市内本店登記の法人事業者の場合は、登記簿謄本(3ヵ月以内、コピーでも可)を添付して下さい。【該当事業者のみ】

※登記簿謄本をご提出頂けない場合は、換金手数料が3%となります。ただし、令和5年度島原市プレミアム付商品券発行事業に登録された事業所で、本店所在地に変更がない場合は、提出不要とします。

【換金手続】 消費者から受け取った使用済み商品券は、**島原商工会議所(月・水・金)**、又は**有明町商工会(火・木)**にて換金致します。

※土日、祝日、8月14日(水)～16日(金)を除く。

※下記の換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払い致します。

【換金手数料】

区 分		換金手数料
島原商工会議所・有明町商工会会員(令和6年4月10日現在)		0%
上記非会員	個人・島原市内本店登記の法人	1%
	島原市外本店登記の法人	3%

◎詳細につきましては、島原商工会議所のホームページ掲載の約款等をご確認下さい。

◎登録手続及び換金手続は、混雑が予想されます。何卒ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

島原商工会議所	有明町商工会
〒855-8550 島原市高島二丁目7217 TEL 0957-62-2101 FAX 0957-62-2393 E-mail info@shimabara-cci.or.jp	〒859-1415 島原市有明町大三東戊1427-3 TEL 0957-68-0255 FAX 0957-68-0223 E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp